

茨木市地域生活支援拠点等整備事業実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）法第77条第4項に規定する地域生活支援拠点等（以下「地域生活支援拠点等」という。）を整備する事業に関し、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等事業者を拠点等の機能を担うものとして位置付けるために必要な登録方法等に関する事項を定めるものとする。

(地域生活支援拠点等の機能を担うことができる事業者)

第2 地域生活支援拠点等の機能を担うことができる者は、次に掲げる事業者とする。

- (1) 障害者総合支援法第29条第1項に定める指定障害福祉サービス事業者、同項に規定する指定障害者支援施設、同法第51条の14第1項に定める指定一般相談支援事業者、法第51条の17第1項第1号に定める指定特定相談支援事業者
- (2) 児童福祉法第24条の26第1項第1号に規定する障害児相談支援事業者
(地域生活支援拠点等の機能)

第3 地域生活支援拠点等は、次に掲げる機能を備えるものとする。

- (1) 相談
- (2) 緊急時の受け入れ・対応
- (3) 体験の機会・場
- (4) 専門的人材の確保・養成等
(整備主体等)

第4 地域生活支援拠点等の整備主体は、市とし、地域生活支援拠点等の整備については、地域生活支援拠点等の整備促進について（平成29年7月7日障障発第0707第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において示された「面的整備型」とする。

(地域生活支援拠点等の登録等)

第5 地域生活支援拠点等の機能等の登録を希望する事業者は、事前に市長と協議を行った上で、次に掲げる書類を添えて市長へ提出しなければならない。

- (1) 茨木市地域生活支援拠点等登録申請書（様式第1号）
- (2) 当該事業所が地域生活支援拠点等の機能を担う旨を記載した運営規程（案）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 短期入所事業所に係る登録を希望する事業者は、次に掲げる体制を確保するよう努めること。

- (1) 当日の相談においても、受け入れができる体制
 - (2) 当該事業所での利用実績のない利用者の受け入れができる体制
 - (3) 夜間又は土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日においても、受け入れができる体制
 - (4) 当該事業所において受け入れができない場合は、他の地域生活支援拠点等の認定を受けた事業所又は他の障害福祉サービス事業所等と連携し、対応を図ることができる体制
- 3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、地域生活支援拠点等を担う事業所（以下「認定事業所」という。）として登録し、茨木市地域生活支援拠点等（登録・変更）決定通知書（様式第2号）により、事業者へ通知する。
 - 4 市長は、前項の規定による審査により、認定事業所として登録しない場合は、茨木市地域生活支援拠点等（登録・変更）却下決定通知書（様式第3号）により、事業者へ通知する。
 - 5 市長は、認定事業所として登録した場合は、茨木市地域生活支援拠点等登録リストにその旨を記載し、管理するものとする。
 - 6 認定事業所を運営する事業者（以下「認定事業者」という。）は、当該登録に係る申請事項に変更が生じたときは、速やかに市長と協議を行った上で、次に掲げる書類を添えて市長へ提出しなければならない。
 - (1) 茨木市地域生活支援拠点等変更申請書（様式第4号）
 - (2) 変更後の運営規程（案）
 - (3) その他市長が必要と認める書類
 - 7 認定事業者は、当該登録を廃止しようとするときは、速やかに市長と協議を行った上で、茨木市地域生活支援拠点等登録廃止届（様式第5号）その他市長が必要と認める書類を市長へ提出しなければならない。
 - 8 市長は、第6項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、茨木市地域生活支援拠点等（登録・変更）決定通知書（様式第2号）により、事業者へ通知する。
 - 9 市長は、前項の規定による審査により、変更を認めない場合は、茨木市地域生活支援拠点等（登録・変更）却下決定通知書（様式第3号）により、事業者へ通知する。

（認定事業所の登録の取消）
- 第6 市長は、認定事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、認定事業所の登録を取り消すことができる。
- (1) 不正又は虚偽の申請により登録を受けたとき。

- (2) 市長の改善指示等に対し、適切に対応しないとき。
- (3) 市長が認定事業所の対応状況等から当該事業所が地域生活支援拠点等の機能を果たしていないと判断したとき。
- (4) その他市長が認定事業所として不相当と認めたとき。

(記録の整備等)

第7 認定事業所を運営する事業者（以下「認定事業者」という。）は、地域生活支援拠点等における機能を担う上で実施した支援の内容の記録を整備し、5年間保存するとともに、市長から求めがあった場合には、これを提出しなければならない。

(実施状況の報告等)

第8 短期入所に係る認定事業所は、茨木市地域生活支援拠点等短期入所事業所対応状況報告書（様式第6号）を月毎に翌月10日までに市長に提出しなければならない。また、緊急時の受入れの相談及び対応を行った場合は、茨木市地域生活支援拠点等短期入所事業所対応状況報告書（個票）（様式第7号）をあわせて提出しなければならない。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、認定事業所に対して、緊急時の受け入れ・対応の実施状況に係る聴取を行うことができる。

(遵守事項)

第9 認定事業者は、地域生活支援拠点等に係る報酬や費用の算定について、その趣旨や役割等を十分に理解し、適切な運用を図るよう留意しなければならない。

- 2 認定事業者は、サービス提供時に事故が発生した場合は、直ちに必要な処置を講じ、市長、家族等に連絡を行わなければならない。
- 3 認定事業所の従業員は、職務上知り得た障害者等及びその家族の個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。また、その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、地域生活支援拠点等の整備に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月14日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年4月15日から実施し、令和7年4月1日から適用する。

（提出先）茨木市長

申請者 所在地
 団体名
 代表者名

茨木市地域生活支援拠点等登録申請書

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として、次のとおり申請します。

| | |
|------------------------------------|---|
| 事業所名 | |
| サービス種類 | |
| 事業所番号 | |
| 事業所（施設）の所在地 | 〒 |
| 連絡先（電話・FAX） | 電話： FAX： |
| 緊急連絡先（電話） （該当事業所のみ） | |
| 連絡先メールアドレス | |
| 市との事前協議日 | |
| 地域生活支援拠点等として担う機能 （複数選択可） | <input type="checkbox"/> 相談 <input type="checkbox"/> 緊急時の受け入れ・対応（裏面も記載） <input type="checkbox"/> 体験の機会・場 <input type="checkbox"/> 専門的人材の確保・養成等 |
| 地域生活支援拠点等として担う機能の具体的内容、申請を行う加算等 | |
| 市町村及び地域生活支援拠点等との連携及び調整に従事する者の氏名（※） | （該当者が複数名いる場合は、各々の氏名を記載すること。） |

（※ 地域生活支援拠点等相談強化加算、地域体制強化共同支援加算又は地域生活支援拠点等機能強化加算の算定のために本申請を行う場合には記入不要。）

〈添付書類〉

- ・運営規程案
- ・別紙（緊急時の受け入れ・対応、地域体制強化共同支援加算の届出、機能強化加算に係る申請を行う場合）

所在地

団体名

代表者名

様

茨木市地域生活支援拠点等（登録・変更）決定通知書

年 月 日付け茨木市地域生活支援拠点等（登録・変更）申請について、次のとおり決定したことを通知します。

| | |
|---------------------------------|---|
| 事業所名 | |
| サービス種類 | |
| 事業所番号 | |
| 事業所（施設）の所在地 | 〒 |
| 連絡先（電話・FAX） | 電話： FAX： |
| 緊急連絡先（電話） | |
| 連絡先メールアドレス | |
| 地域生活支援拠点等として担う機能 | <input type="checkbox"/> 相談 <input type="checkbox"/> 緊急時の受け入れ・対応（裏面も記載） <input type="checkbox"/> 体験の機会・場 <input type="checkbox"/> 専門的人材の確保・養成等 |
| 地域生活支援拠点等として担う機能の具体的な内容、加算等 | |
| 市町村及び地域生活支援拠点等との連携及び調整に従事する者の氏名 | |
| 適用年月日 | |

年 月 日

茨 木 市 長

所在地

団体名

代表者名

様

茨木市地域生活支援拠点等（登録・変更）却下決定通知書

年 月 日付け茨木市地域生活支援拠点等（登録・変更）申請について、次のとおり却下決定したことを通知します。

| | |
|-------------|---|
| 事業所名 | |
| サービス種類 | |
| 事業所番号 | |
| 事業所（施設）の所在地 | 〒 |
| 却下理由 | |

年 月 日

茨 木 市 長

年 月 日

（提出先）茨木市長

申請者 所在地
団体名
代表者名

茨木市地域生活支援拠点等変更申請書

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として登録した内容について、次のとおり変更が生じたので、申請します。

市との事前協議日： 年 月 日

| | 変更前 | 変更後 |
|---------------------------------|-----|-----|
| 事業所名 | | |
| サービス種類 | | |
| 事業所番号 | | |
| 事業所（施設）の所在地 | | |
| 連絡先電話番号 | | |
| 連絡先FAX番号 | | |
| 連絡先メールアドレス | | |
| 地域生活支援拠点等として担う機能 | | |
| 地域生活支援拠点等として担う機能の具体的内容、申請を行う加算等 | | |
| 市町村及び地域生活支援拠点等との連携及び調整に従事する者の氏名 | | |

<添付書類>

- ・運営規程案
- ・別紙（緊急時の受け入れ・対応、地域体制強化共同支援加算の届出、機能強化加算に係る届出の変更を行う場合）

年 月 日

（提出先）茨木市長

申請者 所在地
団体名
代表者名

茨木市地域生活支援拠点等廃止届出書

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所としての廃止を届け出ます。

| | |
|-------------|---|
| 事業所名 | |
| サービス種類 | |
| 事業所番号 | |
| 事業所（施設）の所在地 | 〒 |

（提出先）茨木市長

報告者 所在地
 団体名
 代表者名

茨木市地域生活支援拠点等短期入所事業所対応状況報告書

次のとおり 年 月分を報告いたします。

| | | |
|-------------|--------------|---|
| 事業所名 | | |
| サービス種類 | | |
| 事業所番号 | | |
| 事業所（施設）の所在地 | | 〒 |
| 相談件数 | | |
| 相談件数の内訳 | 受け入れ件数 | |
| | 受け入れできなかった件数 | |
| | 受け入れできなかった理由 | |

（提出先）茨木市長

報告者 所在地
団体名
代表者名

茨木市地域生活支援拠点等短期入所事業所対応状況報告書（個票）

次のとおり、対応状況を報告いたします。

| | | | |
|-------------------|--------------------------------|-------------|---|
| 対応年月日 | 年 月 日 | 対応時間 | ～ |
| 相談者氏名 | | 対象者との 関係 | |
| 対象者氏名 | <small>（フリガナ）</small> ----- | 対象者 生年月日 | |
| 対象者住所 | | | |
| 相談内容 ・ 対応状況 | | | |